

厚生年金基金制度の見直し法案の成立について

平素は当基金の事業運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新聞等で報道されているとおり、厚生年金基金制度の見直しを柱とする年金制度改正法（「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」）が、6月19日、成立しました。

改正法では、「一定の存続要件を満たす厚生年金基金だけが存続する」こととなり、存続要件を満たさない基金は、確定給付企業年金など他の年金制度へ移行または解散することになります。

なお、改正法の施行は来年4月1日の予定ですが、具体的な取扱いは、今後政省令等で明らかになります。

厚生年金基金制度の存廃議論につきましては、昨年9月28日に当時の辻厚生労働省副大臣（民主党）が、対策本部の決定事項として、「厚生年金基金の代行制度は、できるだけ他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定期間において廃止する方針で対応すべき」という旨を公表し、新聞報道等でも大きくとりあげられました。その後、政権与党が自民党に代わり「厚生年金基金の中でも財政の健全な厚生年金基金は存続させる」という内容を盛り込んだ法案が国会に提出されました。

国会では、民主党より「基金の一律廃止」が主張されるなど審議が重ねられ、本年5月23日に衆議院で可決、同日、参議院に送付されましたが、衆議院小選挙区定数の「0増5減法案」をめぐる与野党対立等からなかなか審議に入れない状況でした。

当基金では、これまで審議の状況を注視してまいりましたが、今般、会期末（6月26日）直前となる6月19日に参議院で法案可決・成立となりましたので、改正法の概要につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 改正法の内容について

今般成立いたしました改正法のポイントは以下の通りです。

- ◆ 改正法施行日以後、厚生年金基金の新規設立は認められません。

<改正法施行日から5年間>

- ◆ この期間は、年金資産が代行部分の債務（最低責任準備金）を下回る厚生年金基金、いわゆる「代行割れ基金」に集中的に対応する期間とされており、代行割れ基金については、法施行後5年以内に、確定給付企業年金などの他の年金制度への移行または解散を求められることとなります。

なお、代行割れ基金のうち、厚生労働大臣より業務運営に関して相当な努力をしていると認められた基金は、解散時の不足額（年金資産が代行部分を下回る額）を納付する際に、次の特例措置などが受けられる「特例解散制度」の活用も可能とされています。

- ① 基金に加入する企業が、分割納付期間中に倒産しても、基金に加入する他の企業に倒産企業の債務を引き継がない“事業所間の連帯債務の免除”
- ② 不足額を納付する期間の延長（最長15年→最長30年）等

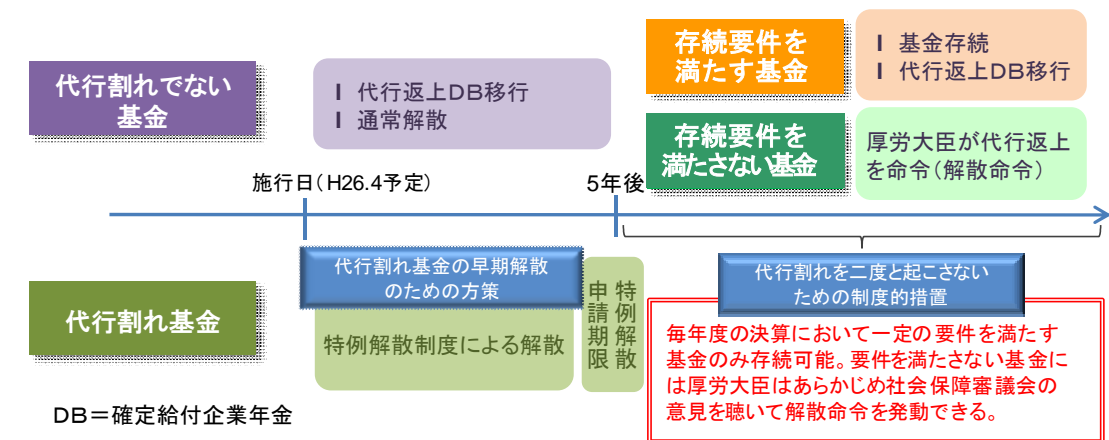
<改正法施行日から5年後以降>

- ◆ 代行割れを未然に防ぐための制度的措置を導入する期間とし、厚生年金基金の**存続要件**を定め、これを満たさない基金については、確定給付企業年金(DB)など他の年金制度への移行または解散を求められることとなります。

(存続要件) 年金資産の額が「代行部分の債務の1.5倍以上」、又は「代行部分の債務に上乘部分の給付の債務を合算した額以上」であることとなっています。

なお、解散または代行返上して確定給付企業年金(DB)などに移行した場合でも、基金から支給していた代行部分の年金は国から支給されます。また、特例解散制度が適用される場合、上乘せ年金については、特例解散を申請した時点から支給停止となります（特例解散制度の申請期限は法施行日から5年後です）。

【イメージ図】



2. 今後の対応について

当基金の財政状況につきましては、平成24年度決算推計(平成25年3月末時点)におきまして「代行割れは回避できている」との報告を三菱UFJ信託銀行（当基金の総幹事銀行）から受けておりますが、改正法に定められた条文に照らし合わせますと、誠に遺憾ながら、現在、厚生年金基金としての**存続要件**を満たしていない状況にあります。

当基金といたしましては、今後明らかになってくる政省令等の内容を十分確認した上で、これからの年金制度運営に関する具体的な方針を理事会・代議員会等で検討してまいりたいと存じます。

また、理事会・代議員会等で検討・議論した内容につきましては、適宜情報提供させていただく予定ですので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。